

入札説明書

ビジネス事務科訓練用パーソナルコンピューターシステム購入の調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
ビジネス事務科訓練用パーソナルコンピューターシステム 1式
- (2) 調達物品の規格、品質、性能等
別添仕様書のとおり。
- (3) 調達物品の条件等
別添要件定義書及び仕様書のとおり
- (4) 納入期限
令和4年3月25日（金）
- (5) 納入場所
兵庫県立障害者高等技術専門学院（〒651-2134 兵庫県神戸市西区曙町1070）

2 一般競争入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める者（以下「新規登録希望者」という。）にあつては、令和3年9月30日（木）午後4時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、次に掲げる受付場所へ持参し、入札参加資格の随時審査を受けること。
受付場所 兵庫県出納局管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札参加の申込み

(1) 申込書の提出場所

〒651-2134 兵庫県神戸市西区曙町1070
兵庫県立障害者高等技術専門学院 総務課
電話 (078) 927-3230 FAX (078) 928-5512

(2) 申込書の受付期間

令和3年9月14日（火）から令和3年10月1日（金）まで（持参の場合は兵庫県の
休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日
（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の
場合は正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出書類

ア 申込書を作成のうえ、上記(1)に持参又は郵送すること。

イ 前記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格
審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。前記2(1)のただし書きに該当す
る者は、「物品関係入札参加資格審査申請書受付票」（出納局管理課の受付印があ
るもの。）の写しを添付すること。

ウ 兵庫県内に有する事業所等に関する申告書（県の入札参加資格者名簿の「取引を
希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者）

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確
認し、その結果を令和3年10月4日（月）までに申込者に文書（一般競争入札参加
資格確認通知書）により通知する。

そのため、返信用封筒（定型長3）を申込書に添えて提出すること。この返信用
封筒には、84円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

ウ 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面（様式
は任意）を持参し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

令和3年9月14日（火）から令和3年10月5日（火）まで（県の休日を除
く。）の日の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(イ) 提出場所

上記(1)に同じ。

(ウ) 回答

説明を求めた者に対し、令和3年10月7日（木）までに書面により回答する。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

オ 郵便事故等により申請書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

4 仕様確認（同等品確認）及び仕様書等に関する質問

- (1) 入札に参加を希望する者のうち、仕様書中の仕様適合例示機種以外の機種による入札を希望する者は、同等品確認として、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次に掲げるとおり質問書を提出すること。

ア 受付期間

令和3年9月14日(火) から令和3年10月1日(金) まで（持参の場合は県の休日を除く。）の日の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

なお、電子メールによる場合は、次のメールアドレスに送信すること。

Hiroshi_Inomata01@pref.hyogo.lg.jp

ウ 提出書類

(ア) 仕様確認（同等品確認）

a 仕様確認申込書（別添様式のとおり）による。

b 製品カタログ、メーカーの証明等の仕様を確認できる書類。

特に、入札者が提案する製品のメーカー名と型番（品番）を明示して製品を特定するとともに、仕様書の各項目と対比して入札者の提案する製品の性能その他の内容が仕様書を満足させるものであることを客観的かつ具体的に明示すること。

製品カタログ等を電子メールで送信する場合には、同カタログのメーカーURL及び該当頁数等を明示すること。

(イ) 質問

質問書（別添様式）による。

エ 提出方法

(ア) 持参、郵送、FAX又は電子メールによる。

(イ) 郵送、FAX又は電子メールによる場合は、送付（送信）と併せて電話連絡により送付（送信）した旨を兵庫県立障害者高等技術専門学院（以下「学院」と略す場合がある。）に連絡して学院が受領（受信）した旨を確認し、受領（受信）した学院所属職員の氏名を確認し、その日時と共に記録しておくこと。

オ 仕様確認の結果

令和3年10月4日（月）午後5時までに入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

(4) 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供するとともに、入札参加者（次の「ア 閲覧期間」の満了日時における、上記3(4)により入札参加資格確認を了した者及び入札参加資格確認を申請中の者）全員に対しFAX又は電子メールで通知する。

ア 閲覧期間

令和3年10月4日（月）から同月7日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

前記3(1)に同じ

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

兵庫県立障害者高等技術専門学院（住所等は3(1)に記載）

(2) 日時

令和3年9月14日（火）から令和3年10月1日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

令和3年10月8日（金）午前10時

(2) 場所

兵庫県立障害者高等技術専門学院 会議室

(3) 前記3(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。

8 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵送（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による場合は次の方法によること。

この場合、開札に際して立会いできない入札者で予め入札書を持参する場合（以下「持参」という。）も、同様の取扱いとする。

なお、名簿に登録されていない者で前記2(1)のただし書きの申請を行った者が、資格審査の終了前に入札書を提出した場合は、その者が入札の日時まで「一般競争入札に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）」に基づく資格を有すると認められなければ受理できない。

(1) 大型サイズの封筒（角2封筒等のA4サイズを折らずに封かんすることのできる封筒）を用いて、その封皮には「入札書」と記載の上、郵送等を担う業者が配達し、学院が郵送等に係る本件書類を受領した事実の証明が可能な方法として必ず書留郵便とすることにより、以下のものを同封すること。

ア 氏名を表記した封筒で封印した入札書及び経費内訳書。

なお、再入札にも参加を希望するときは、「初度入札」と「再入札」の入札書及び経費内訳書を作成し、「初度入札」用と「再入札」用とをそれぞれ別封筒に封入し、氏名と共に「初度入札」及び「再入札」の区別を必ず記入すること。

万が一、この区別が記載されていない場合には、常識的にも初度入札額よりも再入札額の方が低いことから、入札執行者において、初度入札時に両封筒を開封し、入札金額がいずれか高額なものを初度入札用とみなすこととする。

イ 前記3(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写し。

ウ 下記10(1)の入札保証金を納入したことを証する書類、入札保証保険証書又は「過去の契約実績に基づく入札保証金免除決定通知書」の写し。

(2) 上記(1)の書類が、令和3年10月7日（木）午後5時までに前記3(1)の場所に必着のこと。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

なお、郵送等により発送した日中に、ファクシミリ又は電子メールにより上記3(1)あてに一般競争入札参加資格確認通知書（写し）を送信することとする。

- (3) 持参又は郵送等により入札書を提出した者のうち、提出した入札書が1通のみの場合は初度入札のみに参加希望とみなし、再入札が実施される場合はこれを辞退したものとみなす。

なお、これらの者も入札不調時における見積合わせの対象者ともなり得るものであることから、入札執行者から当日連絡があり次第、即座に見積書の提出（ファックス又は電子メール可）ができるように連絡先事業所に待機願いたいこと。これが連絡がつかない場合には、同見積合わせを辞退したものとみなす。

9 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (2) 入札書は所定の別紙様式によること。
- (3) 入札書の記載に当たっては、次の点について留意すること。
- ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。
 - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
 - ウ 入札者の氏名は、法人にあつては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
 - エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名及び当該代理人の氏名があること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- なお、万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

10 経費内訳書の提出

- (1) 入札者は、開札に際し、次の掲げる経費を含む経費内訳書を入札書の投函時に入札執行者の指示に従って提出すること。
- なお、「機器類」とは、ハードウェア(UPSを含む場合は、そのバッテリーを含む。)、ソフトウェア（プレインストールのほか必要に応じて再インストールを含む。）及びこれらの設置・配備に要する作業をいう。
- ア 機器類（設置及び配備に関する作業を除く。）の価額（ハードウェア及びソフトウェア購入費）
 - イ 機器類（設置及び配備に関する作業）の価額（設置作業工事費）
 - ウ 初期設定費その他のシステム構築費用
 - エ その他諸経費

- その他諸経費には、契約費用（履行保証保険料（契約保証金を納付する場合は不要。）、印紙税及び郵送料）、完成図書作成費用、事前打合せ費用及び運搬手数料が含まれる。
- (2) 経費内訳書は、別添様式による。
 - (3) 経費内訳書の合計金額と入札書記載金額とは一致する。
 - (4) 経費内訳書は、あくまでも入札者の積算内訳を確認する参考資料であり、落札者の決定は、専ら投函された入札書に従って行う。
 - (5) 上記(4)により、経費内訳書の合計金額と入札書記載金額とが何らかの誤謬等により万一一致しない場合があっても、該当入札者の入札は有効であり、この場合、該当入札者は事後的に経費内訳書の誤謬を入札書記載金額に一致するよう訂正すること。
 - (6) 初度入札が不調後に引き続きその場で再入札に参加する場合も、経費内訳書を再入札内容に応じて提出すること。入札不調にて見積合わせを実施する場合も同様とする。
 - (7) 落札者は、契約に際して、契約担当者の指示に従って、改めて契約書添付用の経費内訳書を提出すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年10月7日（木）正午までに納入しなければならない。

この場合、学院窓口で現金納付することも可能であるが、現金搬送のリスク等も考慮しつつ、「入札保証金納付書兼領収書発行依頼書」（以下「納付書発行依頼書」という。）を提出して学院から納付書の交付を受けること。

納付書発行依頼書の提出（送付）は、郵送等によることとし、返信用封筒（A4サイズ（納付書のサイズ）の用紙を折らずに封かんでできる角2封筒）を同封すること。この場合、この返信用封筒に返信先の住所（入札参加者の住所）を記載の上、120円の郵便切手を貼付すること。

なお、納付書発行依頼書が入札参加者に送付されるまでの日数を見込んだ上で、納付書発行依頼書は、遅くとも令和3年9月30日（木）までに学院に到着するよう発送すること。特に入札参加者が兵庫県外企業であるなど遠方に所在する場合には、この趣旨をふまえ、入札参加者の判断の下に相当の日数を見込んで、納付したことを学院に証明する上で納付後に入札参加者が金融機関窓口で受領する納付書（領収書）の写しを学院に送付する期限（令和3年10月7日（木）午後5時）に必着するように配慮すること。

この発送日が納付書発行依頼書の学院への上記到達期限（令和3年10月7日（木））に間に合わないおそれがある場合は、事前に学院に連絡の上、その指示を仰ぐこと。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保証書を入札保証金に代えて提出すること。この場合、保険期間は本件入札の参加申込後で、令和3年10月7日（木）以前の任意の日を開始日とし、令和3年10月15日（金）（本件入札にあつては、上記8に記載するとおり、郵送等又は持参により入札書が提出される場合であっても、本件入札事務に関係のない職員を立会わせることで、たとえ再度の入札であっても入札日当日に入札が執行されるため、令和3年10月8日（金）には、落札者が確定するものと見込まれること。）以後の任意の日を終了日とすること。

ウ 上記イにおける被保険者は、「兵庫県神戸市西区曙町1070 兵庫県立障害者高等技術専門学院長 木下 隆之」とすること。

エ 入札保証金又は入札保証保証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5未満であるときは、当該入札者の入札は無効となるので注意すること。

言い換えれば、入札保証金納付後、入札日になって入札金額を引き上げると、このように入札保証金額が結果的に契約希望金額の100分の5未満になることがあるので、注意すること。

オ 入札保証金又はこれに代わる入札保証保険契約その他の入札保証の取扱いについては、別添「入札保証金その他の入札保証及び契約保証金その他の契約保証の取扱いに係る説明書」による。

カ 財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第84条第1項第3号の規定（国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況からその者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき）に該当する場合は、入札保証金を免除する場合がある。この適用を求める場合には、入札参加者は、別添「過去の契約実績に関する申出書」（以下「契約実績申出書」という。）を令和3年10月1日（金）午後5時までに提出すること。

この免除を認める場合には、「過去の契約実績に基づく入札保証金免除決定通知書」を申出者に送付する。そのため、契約実績申出書を提出するに当たっては、返信用封筒（定型長3）を申込書に添えて提出すること。この返信用封筒には、84円切手を同封し（返信用封筒にはこの切手を貼付しないこと。これは、入札参加申込みと共にこの契約実績申出書を提出される場合に、入札参加資格が認められないならば、必然的に契約実績申出書を却下せざるを得ず、同切手を申出者に返還する必要があるからである。）、返信先の住所を記載しておくこと。

キ 契約実績申出書中「2 入札保証金の免除を受ける入札保証金の額（様式1中、注のカ（無効入札）に留意すること）」（以下「入札保証金免除対象金額」という。）に記載した金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5未満であるときは、当該入札者の入札は無効となるので注意すること。

言い換えれば、契約実績申出書を提出後、入札日になって入札金額を引き上げると、このように入札保証金免除対象金額が結果的に契約希望金額の100分の5未満になることがあるので、注意すること。

(2) 契約保証金

ア 契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、この契約保証金の納入に代えて保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

イ 上記アの履行保証保険契約の履行期間については、契約日を始期として履行期間を含む期間とすること。

ウ 契約保証金又はこれに代わる履行保証保険契約の取扱いについては、別添「入札保証金その他の入札保証及び契約保証金その他の契約保証の取扱いに係る説明書」による。

12 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

13 無効とする入札

(1) 入札者について次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 前記2の入札参加資格がない者のした入札

イ 仕様書に示す例示機種で仕様書の要件に該当する物品又は仕様確認において承認された物品以外の物品に基づく入札

ウ 申込み又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札

エ 後掲15における入札に関する条件に違反した入札

オ 入札公告及び本入札説明書において無効とされる入札

(2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等、前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第167条の10第1項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。

なお、この予定価格には、履行保証保険契約に基づく履行保証保険料その他15(8)の仕様書記載の一切の経費が含まれる。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、郵送等又は持参により入札書を提出した者にあつては、入札現場に不在であることから、上記12において立ち会う者がくじを引くこととする。この場合、くじを引く者は、入札事務に関係のない職員その他落札者となるべき同価の入札をした者以外の者による。

くじ引きの具体的方法については、電子入札にて用いられる電子くじに相当する手法として別添「同価入札取扱要領」によることとする。

- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、開札の日に立ち会いできない入札者で郵送等又は持参により入札書を提出した者についてはこれらの者に代行して入札書を入札箱に投函する入札に関係のない職員を含め、すべての入札者又はその代理人が立ち会っている場合にあつては直ちに入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

15 入札に関する条件

- (1) 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が所定の日時までには納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が、入札参加申込後で、開札日の前日以前の任意の日から契約締結予定日（開札日に落札者が確定した場合には令和3年10月15日（金））以後の任意の日までであること（前記11(1)イ参照）。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。

- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。
- (8) 入札金額は、総価格（消費税及び地方消費税を除く。）を記入すること。この総価格は、仕様書に基づく調達に要する仕様書に掲げる一切の経費を含めた価額とする。
- (9) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (10) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者。
 - イ 初度の入札において、(1)から(9)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反し無効となった者以外の者

16 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

17 開札結果の公表

契約担当者は、兵庫県ホームページに落札公告を掲示するとともに、全ての入札参加者について業者コード及び入札参加者名を記載の上、これら入札金額を表示した開札結果表（閲覧用）を同公告に添付することにより、入札手続きの透明性を明示するように努めるものとする。

18 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により7日以内に提出できない場合は、契約担当者の承認を得ること。
- (2) 契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書はいずれも2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (6) 契約書には、「兵庫県情報セキュリティ対策指針」を織り込むことで、情報セキュリティの確保を図ることとする。

19 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

20 その他の注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 契約金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、次に掲げる誓約書の提出を求めることとする。

ア 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書。ただし、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加する。

イ 最低賃金以上の賃金の支払その他適正な労働条件の確保に関する誓約書

21 調達事務担当事務所

〒651-2134 兵庫県神戸市西区曙町1070 兵庫県立障害者高等技術専門学院 総務課
電話 (078) 927-3230 FAX (078) 928-5512

別添

同価入札取扱要領

(令和3年8月23日全面改定)
兵庫県立障害者高等技術専門学院

(目的)

第1条 同価入札の場合には、地方自治法施行令第167条の9の規定によりくじ引きにより落札者を決定することとされているものの、その具体的な手続きについては定められておらず、入札を執行する際に適宜の決定に委ねられている。このため、当該くじ引きが、客観的に公平で何らの恣意も働かない方法として運営されるべく、また、デジタル化促進の潮流の中で運営されている電子入札において設けられている電子くじに相当する機能を備えた手法を紙入札においても確保すべく、同様の合理的且つ具体的方法を提示するものとして本要領を定める。

このように、本要領は、電子入札が導入されていない各かいいにおいて、電子入札が導入されるまでの電子くじに代替する暫定的な方式を定めるものである。

(定義)

第2条 本要領中の用語は、次の各号のとおりとする。

- ① 同価入札
入札過程において複数の入札参加者が提示した入札書に記載された入札価格が落札価格として同額となった状態。
- ② 同価入札者
同価入札を行った者。
- ③ 紙入札
非電子入札として紙媒体の入札書により入札参加者が応札する入札方式。
- ④ 郵便入札
郵送（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により入札参加者が応札する入札方法
- ⑤ 事前持参入札
開札に際して立会いできない入札参加者が、予め入札書を持参することにより応札する入札方法
- ⑥ くじ
正負や順序（例えば、支出原因契約に伴う入札においては入札額の低い順序（収入原因契約に伴う入札においては入札額の高い順序）に基づく落札者の決定）が割り当てられる対象（例えば、入札においては入札参加者）について、その割り当てに関する情報を予め与えずに選択させること。
なお、この割り当て情報は、対象に視覚的に見えないように封入することその他対象による意図を遮断することを通じて事前に当該情報を提供することを回避するほか、選択の後に乱数表を利用する方法その他の無作為な手段で割り当てることもできる。
- ⑦ くじ引き
「くじ」により決定すべき対象を決定する所作。
- ⑧ くじ引き番号
第4条第3号の規定により割り当てられる数

(くじ引きの内容)

第3条 入札参加者(前条第4号及び同条第5号において入札参加者に代えて入札事務に関係のない職員が入札書を入札箱に投函する場合の当該職員(以下「代行職員」という。)を含む。以下同様。)の意図が及ばない時刻表示の数値情報に基づく剰余計算を通じて落札者を決定するものとする。

(くじ引きの方法)

第4条 前条に定めるくじ引きの方法は、次の各号に掲げる手順によるものとする。

- ① 入札参加者が入札会場において着席した時刻(時分秒単位)で記録する。
- ② 前号の時刻表示に記録される時、分及び秒をその順で、時、分及び秒について各2桁数値にて並べた6桁数字の末尾の3桁の数値を各入札参加者固有の数値とする(例えば、9時45分23秒の場合は、094523で、523が当該数値となる。)
- ③ 兵庫県物品関係入札参加資格者名簿、建設名簿又はコンサル名簿(以下「名簿」という。)における各同価入札者の業者コードの表示する数値を全同価入札者について小さい順に並べ、最も小さい数に該当する同価入札者に「0」を割り当て、次に小さい数に該当する同価入札者に「1」を割り当て、さらに同様に同価入札者数から1を減じた数に達するまで、数値を割り当てる。
この場合において、名簿への新規登録希望者で未だ業者コードが付与されていない者にあつては、業者コードが付与されている事業者に割り当てられた数に引き続き順に番号を割り当てるものとし、新規登録希望者が複数ある場合においては、第1号の規定による着席時刻の早い者順にてこれを割り当てる。
- ③ 第2号の数値について全同価入札者を通じて合計し、これを同価入札者数で除して得られた剰余を求め(剰余が生じずにこの除算計算において割り切れる計算結果となる場合には、この剰余を「0」とする。)、この剰余に該当する数値が前号において割り振られた数値(くじ引き番号)に一致する同価入札者を落札者とする。

(時刻測定の方法)

第5条 前条第1号の規定による記録は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

- ① 着席したとほぼ同時に入札執行者(入札事務の特定補助者として入札執行者から指示された入札執行者配下の職員を含む。以下同様。)のスマートフォンに掲示される時刻画面を写真撮影する(いわゆる「スクリーンショット」を行う。)
 - ② 前号の撮影は、各スマートフォンの機能に応じた操作による(例えば、iphoneの場合は、スマートフォン両サイドのボタンを同時に押すことで瞬時に表示画面の写真を保存する。)
 - ③ 第1号の撮影に際しては、入札参加者に対して同価入札のための所作である旨を告げることとし、その撮影済み画面(静止画像)を直接に入札参加者に提示して同人の視覚にてその時点で確認させることとする。
 - ④ 前号の規定による確認に際しては、確認済みの時刻表示を2枚書面(例示様式は別紙様式のとおり。)に手書きにて記録し、これら2枚の記載内容が前号の撮影済み画面と一致する旨を前号の入札参加者に示したうえ、これら2枚の内の1枚を当該入札参加者にその場で手渡すとともに、残りの1枚を入札執行者において保管し、同価入札発生時の備忘用資料とする。
 - ⑤ 前号の撮影画像は、保存し、入札後は書面出力の上、入札執行の証拠資料を構成するものとする。
- 2 前条第1号においては、各入札参加者に付随すべき前項第2号の時刻表示が各入札参加者について各別となるように、1者ずつ順に前項の全過程が終了した上で入札会場に入場するように各入札参加者を誘導するものとする。

- 3 第1項第1号に規定する時刻画面は、数種類の時刻表示（例えば、日本標準時、世界標準時など）が掲示されるもの（例えば、日本標準時 JST Clock-NiCT。）が望ましく、これらの複数表示の内、絶対に入札参加者の意図により当該時刻表示が決定されることのないよう、通常、標準時との間で入札執行者使用スマートフォン毎に入札参加者が知りえない乖離が存在する当該使用スマートフォン固有の時刻表示を利用するものとする。

（開札結果の公表）

第6条 同価入札が発生した場合には、兵庫県ホームページにて公開する落札報告に添付する開札結果表（閲覧用）において落札経過を公表する等により、手続きの透明性を示すこととする。

- 2 同価入札を行った者が郵便入札又は事前持参入札を行った場合には、第3条に規定する代行職員が所持する前条第1項第4号の書面（入札参加者手持票）の写しを入札過程の証拠書類としてこれらの該当者に送付することとする。

（補則）

第7条 本要領により同価入札に対応する旨は、入札に際して事前に示す入札説明書等において明示することで、入札参加者が予め本要領の運用を了解の上、入札参加するように取り計らうものとする。

- 2 本要領は、入札が不調のために随意契約に移行した場合の当該随意契約においても適用するものとする。

附 則

この要領は、令和3年8月23日から施行する。

別紙様式

入札参加者手持票

県保管票

注1 該当の□に✓を記入ください。

2 両票は重ねてカーボン紙をはさむなどにより同一内容とし、入札参加者には備忘用として「入札参加者交付票」を手交願います。

同価入札の場合のくじ引き票

1 入札対象件名： _____

2 入札年月日： _____

3 入札場所： _____

4 入札参加者（企業等）名： _____

5 業者コード： _____

6 同価入札者（企業等）数： _____

7 くじ引き番号： _____

（注： 同価入札者の業者コード番号の小さい番号の者を「0（ゼロ）」とし、以後、番号順に「1」、「2」と付し、業者コードの未付与の者があれば、業者コード付与者に続いて、以下の9の時刻の早い者順に番号を付与する。）

8 入札に関係のない立会職員（同職員署名）

（入札参加者（企業等）が入札箱に投函する通常の場合は、記載不要）

(1) 所属名： _____

(2) 職氏名（氏名は署名による）： _____

9 入札参加者着席時刻（記載例：午前9時6分24秒の場合、09：06：24）

： ：

注1 時刻は、入札執行者（又は特定補助者）のスマートフォンにおける時刻を手書きにて記載。

2 記載と同時にスマートフォン画面の撮影画面を入札参加者に見せて、上記に手書した時刻と同一かどうかをその場で確認していただくこと。